

(写)

小議発第138号

平成26年11月21日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原ひろし

平成26年第4回小金井市議会定例会の招集

について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第65号

小金井平和の日条例

議案第66号

小金井市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第67号

小金井市公共下水道事業基金条例

議案第68号

小金井市環境基金条例の一部を改正する条例

議案第69号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第70号

小金井市児童発達支援センター条例及び小金井市保育料徴収条例
の一部を改正する条例

議案第71号

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例

議案第72号

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

議案第73号

小金井市保育の実施に関する条例を廃止する条例

議案第74号

小金井市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するため
に必要な基準を定める条例

議案第 75 号	小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例
議案第 76 号	小金井市婦人会館条例の一部を改正する条例
議案第 77 号	小金井市消費生活条例の一部を改正する条例
議案第 78 号	小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例
議案第 79 号	浅川清流環境組合規約
議案第 80 号	東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約
その他	工事請負金額 1,000 万円以上の契約締結についての報告

議長報告

1 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

ア 目 的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
イ 場 所 小金井市役所
ウ 期 日 平成26年10月21日（火）
エ 議 員 中山克己議員、鈴木成夫議員、白井亨議員、田頭祐子議員、遠藤百合子議員、渡辺ふき子議員、斎藤康夫議員、紀由紀子議員、板倉真也議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため
イ 場 所 東京自治会館
ウ 期 日 平成26年11月7日（金）
エ 議 員 中山克己議員

(3) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

ア 目 的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
イ 場 所 小金井市役所
ウ 期 日 平成26年11月11日（火）、11月19日（水）
エ 議 員 湯沢綾子議員、岸田正義議員、片山薰議員、林倫子議員、小林正樹議員、百瀬和浩議員、水上洋志議員、五十嵐京子議員

(4) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため
イ 場 所 武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅の各駅頭
ウ 期 日 平成26年11月17日（月）、11月19日（水）
エ 議 員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 湖南衛生組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員

2 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 五十嵐京子議員

※ 今回的一部事務組合議会等活動状況報告は、平成26年8月12日から平成26年11月7日までに開催された各議会の報告である。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年8月28日（木） 全員協議会

2 会議の概要

平成26年8月28日（木） 全員協議会

協議事項として、湖南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業新処理施設整備（案）について、協議の結果、了承された。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年10月31日（金） 平成26年第2回定例会

2 会議の概要

平成26年10月31日（金） 平成26年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第8号 平成25年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算
の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 平成26年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第
1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第 65 号

小金井平和の日条例

小金井平和の日条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

戦争の悲惨な記憶を風化させることなく後世に伝え、命の尊さについて改めて考え、未来の子どもたちに平和を引き継いでいくことを目的として、「小金井平和の日」を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井平和の日条例

前文

小金井に爆弾が投下されたと記録される昭和19年11月24日、そして終戦を迎えた昭和20年8月15日から長い年月が経過し、戦争体験のある方から戦争の悲惨さが語り継がれる機会が少なくなり、戦争の記憶が風化することが懸念されます。

私たち小金井市民は、小金井市市民憲章の理念に基づき、平和を願い、戦争の悲惨さを深く知らされた昭和20年3月10日の東京大空襲を始めとする戦争の記憶を風化させることなく後世に伝え、そして命の尊さについて改めて考え、未来の子どもたちに平和を引き継いでいくため、ここに小金井平和の日を定めます。

(平和の日)

第1条 小金井平和の日は、3月10日とする。

(記念行事)

第2条 市は、小金井平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための記念行事を実施する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

小金井市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

小金井市特別職報酬等審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い規定を整備するとともに、委員の構成を改める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条第1項第1号中「2人」を「3人」に、同項第3号中「3人」を「2人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により任命する教育長の給料から適用する。

小金井市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(所掌事項)	(所掌事項)	
第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料に関する条例を議会に提出しようとするとときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の地方教育行政の組合の額に提出しようとするとときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。 (委員)	
第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員1人以内をもつて組織する。 (1) 市民(市内に住所を有する者に限る。) 3人以内 (2) 省略 (3) 学識経験者 2人以内	第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員1人以内をもつて組織する。 (1) 市民(市内に住所を有する者に限る。) 2人以内 (2) 省略 (3) 学識経験者 3人以内 2 } 省略 4 }	定数の改正
	付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により任命する教育長の給料から適用する。	

議案第 67 号

小金井市公共下水道事業基金条例

小金井市公共下水道事業基金条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

下水道使用料収入の一部を小金井市公共下水道事業基金として積み立てるため、
本案を提出するものであります。

小金井市公共下水道事業基金条例

(設置)

第1条 小金井市公共下水道事業の健全かつ円滑な運営に要する資金に充てるため、小金井市公共下水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めるものとし、下水道使用料収入の一部を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金等の処理)

第4条 基金の管理のための経費及び基金の運用から生ずる収益は、それぞれ予算に計上し、収益は基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。

(1) 公共下水道の整備及び維持管理に要する経費並びにこれに係る市債の償還に充てるとき。

(2) 財源が著しく不足する場合において、当該不足額の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 68 号

小金井市環境基金条例の一部を改正する条例

小金井市環境基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

小金井市環境基金をごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に活用できるようにするため、本案を提出するものであります。

小金井市環境基金条例の一部を改正する条例

小金井市環境基金条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設解体等及び」を「ごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進、ごみ処理施設の解体等並びに」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市環境基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

(設置の目的)	改正条例	現行条例	備考
<p>第1条 この条例は、ごみ処理施設の整備、ごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進、ごみ処理施設の解体等並びに新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるため、小金井市環境基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び处分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>（設置の目的）</p> <p>第1条 この条例は、ごみ処理施設の整備、施設解体等及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるため、小金井市環境基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び处分について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（設置の目的）</p> <p>第1条 この条例は、ごみ処理施設の整備、施設解体等及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるため、小金井市環境基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び处分について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>設置目的の追加及び規定の整備</p>

議案第69号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

都市計画税率の特例措置の終了に伴い、引き続き都市計画税に係る負担軽減を図るために、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第15条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市 計画税の税率の特例)</p> <p>第15条 平成27年度から平成29年度までの各年度分 の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、 同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の 0.27」とする。</p>	<p>付 則 (平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市 計画税の税率の特例)</p> <p>第15条 平成24年度から平成26年度までの各年度分 の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、 同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の 0.27」とする。</p> <p>付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>都市計画税率 の特例の期間 延長</p>

多摩26市の都市計画税の税率等について

	条例本則の税率	特 例 税 率	適 用 期 間
八王子市	0.30%	0.27%	当分の間
立川市	0.30%	0.24%	平成24年度から平成26年度まで
武藏野市	0.20%	—	—
三鷹市	0.30%	0.225%	平成26年度
青梅市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
府中市	0.30%	0.20%	平成24年度から平成26年度まで
昭島市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
調布市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
町田市	0.30%	0.24%	平成24年度から平成26年度まで
小金井市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
小平市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
日野市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
東村山市	0.30%	0.29%	平成24年度から平成26年度まで
国分寺市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
国立市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
福生市	0.30%	0.24%	平成24年度から平成26年度まで
狛江市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
東大和市	0.30%	0.26%	平成24年度から平成26年度まで
清瀬市	0.30%	0.25%	平成26年度
東久留米市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
武藏村山市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
多摩市	0.30%	0.20%	平成24年度から平成26年度まで
稲城市	0.30%	0.27%	平成26年度
羽村市	0.30%	0.25%	平成24年度から平成26年度まで
あきる野市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで
西東京市	0.30%	0.27%	平成24年度から平成26年度まで

議案第70号

小金井市児童発達支援センター条例及び小金井市保育料徴収条例の一部
を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例及び小金井市保育料徴収条例の一部を別紙のよ
うに改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市児童発達支援センター条例及び小金井市保育料徴収条例の一部
を改正する条例

(小金井市児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）の一部を次
のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(小金井市保育料徴収条例の一部改正)

第2条 小金井市保育料徴収条例（平成11年条例第44号）の一部を次のように改
正する。

第6条第2項中「第56条第10項」を「第56条第7項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター条例及び小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市児童発達支援センター条例（第1条関係）		小金井市保育料徴収条例（第2条関係）	
改正条例	現行条例	改正条例	現行条例
<p>(用語)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する基本相談支援に同項に規定する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他の児童の発達の相談に関する事業をいう。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>(用語)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する基本相談支援に同項に規定する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他の児童の発達の相談に関する事業をいう。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、指定された期限までにその督促に係る保育料を完納しないときは、法第56条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、指定された期限までにその督促に係る保育料を完納しないときは、法第56条第10項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>

議案第 71 号

小金井市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例

小金井市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援法第 87 条の規定により、過料について必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づき、過料を科することに関し必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 市長が次の各号のいずれかに該当する者に対し過料を科する必要があると認めたときは、10万円以下において市長が定める額を徴収する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項もしくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

議案第72号

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「小金井市保育の実施に関する条例（平成9年条例第30号）」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」に改める。

第7条を次のように改める。

（保育時間）

第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前7時から午後6時まで
- (2) 保育短時間認定者（施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前8時30分から午後4時30分まで

別表小金井市立くりのみ保育園の項及び小金井市立わかたけ保育園の項中「100名」を「107人」に改め、同表小金井市立小金井保育園の項中「105名」を「108人」に改め、同表小金井市立さくら保育園の項中「105名」を「107人」に改め、同表小金井市立けやき保育園の項中「134名」を「134人」に改める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(入園児童) 第3条 保育園は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。 (保育時間)	(入園児童) 第3条 保育園は、小金井市保育の実施に関する条例(平成9年条例第30号)の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。 (保育時間)	根拠法令の変更
第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとところによる。 (1) 保育標準時間認定者(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)以下「施行規則」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。) 午前7時から午後6時まで (2) 保育短時間認定者(施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。) 午前8時30分から午後4時30分まで	第7条 保育園の保育時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長は児童の保護者の労働条件又は家庭の状況を考慮して、これを変更することができる。	保育時間の変更
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)	定員の変更
名称	位置	定員
小金井市立くりのみ保育園	省略	107人
小金井市立わかつたけ保育園	省略	107人
小金井市立小金井保育園	省略	108人
小金井市立さくら保育園	省略	107人
	省略	105名

<input type="checkbox"/> 小金井市立けやき保育園	<input type="checkbox"/> 省略	<u>1</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>人</u>	<input type="checkbox"/> 小金井市立けやき保育園	<input type="checkbox"/> 省略	<u>1</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>名</u>	<input type="checkbox"/> 規定の整備
<p>付 則</p> <p>この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。</p>						

議案第73号

小金井市保育の実施に関する条例を廃止する条例

小金井市保育の実施に関する条例を別紙のように廃止する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、本条例を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市保育の実施に関する条例を廃止する条例

小金井市保育の実施に関する条例（平成9年条例第30号）は、廃止する。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第74号

小金井市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例

小金井市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するためには必要 な基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

2 地域包括支援センターは、小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）第25条第1項の小金井市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員の基準及び員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第74号資料

小金井市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が成立し、これまで国が定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準（地域包括支援センターの職員の基準及び職員数などに関する基準をいう。）を市の条例で定めることとされた。

2 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）その他介護予防に関する事業等を実施することを目的とする施設であり、支援が必要な高齢者が自立して生活できるよう介護予防の支援、虐待や消費者被害の対応、成年後見制度の紹介といった高齢者の権利を守るために取組その他介護や福祉、医療に関する相談に、高齢者本人や家族、ケアマネジャーなどの関係者と連携しながら対応している。

市内では平成18年度に3か所、平成20年度にさらに1か所開設され、現在、市内に4か所に設置されている。

3 条例制定の基準について

市が条例で基準を定める際には、法第115条の46第5項の規定により、省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされている。

類型	異なるものを定めることの許容の程度
「従うべき基準」	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
「標準とすべき基準」	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理

	的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
「参酌すべき基準」	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

具体的にどの規定がいかなる類型に属するかは、次の表のとおりである。条例の制定に当たっては、現行の国の基準（省令をいう。）に十分な規定があることから、国の基準どおりとし、市独自基準は定めないものとする。

類型	具体的内容	対象となる条文
「従うべき基準」	職員の基準及び員数	第3条
「標準とすべき基準」	該当なし	—
「参酌すべき基準」	地域包括支援センターの業務の基本方針	第2条

議案第 75 号

小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例

小金井市市民集会所条例の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

小金井市市民集会所の一部において使用料を徴収することに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例

小金井市市民集会所条例（昭和59年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の老人福祉施設の運営に支障のない範囲内で、当該施設を集会室として使用できるものとする。

第4条第1項に後段として次のように加える。

やむを得ず、集会所の使用日時を変更し、もしくは使用を取り消し、又は使用時間を延長しようとするときも、同様とする。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に定める集会所に限り、第1号に該当する場合も使用できるものとする。

第14条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第11条中「別表」を「別表第1」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条中「第4条で承認を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第7条 第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表第2に定める集会所を使用するものは、同表に定める使用料を使用の承認を受けた際に納入しなければならない。

- 2 使用の承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。

（使用料の減額又は免除）

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「第11条」を「第14条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第6条、第7条関係)

名称	使用区分	使用時間帯	
		午前9時から午後10時までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延長1時間当たり
小金井市上之原会館	集会室A	100円	100円
	集会室B	100円	100円
	集会室C	100円	100円
	和室1(集会室として使用する場合に限る。)	100円	100円
	和室2	100円	100円
小金井市前原町西之台会館	集会室A	200円	200円
	集会室B	100円	100円
	和室1(集会室として使用する場合に限る。)	100円	100円
	和室2	100円	100円
小金井市桜町上水会館	集会室A	100円	100円
	集会室B	100円	100円
	和室1(集会室として使用する場合に限る。)	100円	100円
	和室2(集会室として使用する場合に限る。)	100円	100円
	和室3	100円	100円

営利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第7条から第9条まで及び別表第2の規定は、平成27年4月1日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

小金井市民集会所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(名称及び位置)	(名称及び位置)	規定の整備
第2条 集会所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (施設)	第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。	老人福祉施設の運営に関する規定の追加
第3条 省略	第3条 省略	使用料徴収に伴う規定の整備
2 前項ただし書の老人福祉施設の運営に支障のない範囲内で、 当該施設を集会室として使用できるものとする。 (使用の手続)	当該施設を集会室として使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けることとする。やむを得ず、集会所の使用日時を変更し、もしくは使用を取り消し、又は使用時間を延長しようとするとときも、同様とする。	第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。やむを得ず、集会所の使用日時を変更し、もしくは使用を取り消し、又は使用時間を延長しようとするときは、同様とする。
2 省略 (使用の不承認)	2 省略 (使用の不承認)	第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認められたときは、使用を承認しない。ただし、別表第2に定める集会所に限り、第1号に該当する場合も使用できるものとする。
(1) 営利を目的とするものであるとき。 (2) { (5) 省略 }	(1) 営利を目的とするものであるとき。 (2) { (5) 省略 }	同上

(使用料)	<u>第7条 第4条の規定により使用的承認を受けた者</u> （以下「使用者」という。）のうち別表第2に定める集会所を使用するものは、同表に定める使用料を使用的承認を使用料に納入しなければならない。	
2	使用的承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。	同上
3	前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。	同上
	(使用料の減額又は免除)	
第8条	市長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。	
	(使用料の不還付)	
第9条	既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	
	(目的外使用的禁止)	
第10条	使用者は、その承認を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用権を譲渡し、もしくは転貸してはならない。	第7条 第4条で承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その承認を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用権を譲渡し、もしくは転貸してはならない。
	(施設の変更の禁止)	
第11条	省略	第8条 省略
	(使用承認の取消し等)	
第12条	省略	第9条 省略

(使用料徴収に関する規定の新設)	使用料徴収に関する規定の新設	
2	同上	
	(目的外使用的禁止)	
第7条	第4条で承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その承認を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用権を譲渡し、もしくは転貸してはならない。	第7条 第4条で承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その承認を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用権を譲渡し、もしくは転貸してはならない。
	(施設の変更の禁止)	
第8条	省略	第8条 省略
	(使用承認の取消し等)	
第9条	同上	同上

2 省略 (原状回復の義務)	2 省略 (原状回復の義務)	第10条 省略 (休館日)	第11条 集会所の休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
第13条 省略 (休館日)	第14条 集会所の休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (損害賠償の義務)	第15条 省略 (販売行為等の禁止)	第16条 省略 (委任)
第17条 省略	別表第1 (第2条、第14条関係) 表 省略	第18条 省略 (委任)	第19条 省略 (委任)
別表第2 (第6条、第7条関係)			

名称	使用区分	使用時間帯		
		午前9時から 午後10時まで での1時間当たり	前後の延長1 時間当たり	時間当たり
小金井市上之原会館	集会室A	100円	100円	100円
	集会室B	100円	100円	100円
	集会室C	100円	100円	100円
	和室1 (集会	100円	100円	100円

	<u>室として使用する場合に限る。)</u>		
<u>小金井市前原町西之会館</u>	<u>和室2</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>集会室A</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	<u>集会室B</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>和室1 (集会室として使用する場合に限る。)</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
<u>小金井市桜町上水会館</u>	<u>和室2</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>集会室A</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>集会室B</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>和室1 (集会室として使用する場合に限る。)</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>和室2 (集会室として使用する場合に限る。)</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	<u>和室3</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>

當利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第7条から第9条まで及び別表第2の規定は、平成27年4月1日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

議案第75号資料2

使用料徴収に伴う主な変更点（案）

1 対象施設

- (1) 小金井市上之原会館
- (2) 小金井市前原町西之台会館
- (3) 小金井市桜町上水会館

2 主な変更点

	変更案	現行
申請期間の 変更	使用日の3か月前の日の属する月 の10日から使用日の3日前まで	使用期日の1か月前の日の 属する月の初日から前日まで
使用区分の 変更	1時間単位	午前・午後・夜間

3 減額・免除・還付の区分

(1) 減額・免除の区分

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校が児童・生徒の教育を目的として使用するとき。 2分の1
- イ 官公署が行政目的のため使用するとき。 2分の1
- ウ 社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが使用するとき。 10分の3
- エ 市が行政目的のため使用するとき。 免除
- オ その他、市長が特に認めたとき。 2分の1又は免除

(2) 還付の区分

- ア 天災地変等によって使用することができなくなったとき。 全額
- イ 市の都合により使用承認を取り消したとき。 全額
- ウ 使用者が使用を開始する日の30日前までに使用の取消しの申請をし、市長がこれを承認したとき。 全額
- エ 使用者が使用を開始する日の29日前から3日前までに使用の取消しの申請をし、市長がこれを承認したとき。 2分の1に相当する額

議案第76号

小金井市婦人会館条例の一部を改正する条例

小金井市婦人会館条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市婦人会館において使用料を徴収することに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市婦人会館条例の一部を改正する条例

小金井市婦人会館条例（昭和42年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の老人福祉施設の運営に支障のない範囲内で、当該施設を集会室として使用できるものとする。

第8条第1項に後段として次のように加える。

やむを得ず、使用日時を変更し、もしくは使用を取り消し、又は使用時間を延長しようとするときも、同様とする。

第8条第2項中「市長は」の次に「、前項の規定による承認をする場合」を加える。

第16条を第19条とし、第12条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第11条第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(4) その他市長が使用を不適当と認めたとき。

第10条を第13条とする。

第9条中「婦人会館の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第9条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料をその使用の承認を受けた際に納入しなければならない。

- 2 使用の承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。

（使用料の減額又は免除）

第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

使用区分	使用時間帯	
	午前9時から午後10時 までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延 長1時間当たり
集会室A	100円	100円
集会室B	100円	100円
和室1（集会室として使用す る場合に限る。）	100円	100円
和室2	100円	100円
料理室	100円	100円

営利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第9条から第11条まで及び別表の規定は、平成27年4月1日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

小金井市婦人会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(施設)	(施設)	
第3条 省略 2 前項の老人福祉施設の運営に支障のない範囲内で、当該施設を集会室として使用できるものとする。	第3条 省略 (使用手続) 第8条 婦人会館を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。やむを得ず、使用日時を変更し、もしくは使用を取り消し、又は使用時間を延長しようとするととも、同様とする。 2 市長は、前項の規定による承認をする場合、婦人会館の管理上必要があると認めるとときは、その使用について条件を付すことができる。	老人福祉施設の運営に関する規定の追加 (使用手続) 第8条 婦人会館を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
	(使用料) 第9条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料をその使用の承認を受けた際に納入しなければならない。 2 使用の承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。 3 前2項の規定にかかるわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。	使用料徴収に関する規定の新設
	(使用料の減額又は免除) 第10条 市長は、特別の理由があると認めたらとときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除するこ	同上

				2
(使用料の不還付)				
<u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	(使用権の譲渡)	(使用の譲渡禁止)	第9条 婦人会館の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。(目的外使用及び設備変更の禁止)	規定の整備及び条の繰下げ
<u>第12条</u> 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	(目的外使用及び設備変更の禁止)	第10条 省略	同上	
<u>第13条</u> 省略	(使用の不承認)	第11条 婦人会館を使用しようとする者が、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しない。	規定の整備及び号の繰下げ	
2 省略	(使用承認の取消し等)	(1) 省略 (2) 建物、備品等を目的として使用されるおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として使用されるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があると認めたらどき。	第12条 省略	同上
	(使用承認の取消し等)	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略	第13条 省略	
<u>第14条</u> 婦人会館を使用しようとする者が、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しない。	(使用承認の取消し等)	(1) 省略 (2) 建物、備品等を毀損するおそれがあると認めたらどき。 (3) 管理上支障があると認めたらどき。 (4) その他市長が使用を不適当と認めたとき。	2 省略 (原状回復の義務) 第15条 省略	
(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略	(使用承認の取消し等)	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略	2 省略 (原状回復の義務) 第16条 省略	
			2 省略 (賠償)	

第17条 省略
(過料)
第18条 省略
(委任)
第19条 省略
別表(第9条関係)

第14条 省略
(過料)
第15条 省略
(委任)
第16条 省略

条の繰下げ
同上
同上
使用料徴収に
伴う規定の整
備

使用区分	使用時間帯	
	午前9時から午後10時までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延長1時間当たり
集会室A	100円	100円
集会室B	100円	100円
和室1(集会室として使用する場合に限る。)	100円	100円
和室2	100円	100円
料理室	100円	100円

當利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

付 則 (施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の第9条から第11条まで及び別表の規定は、平成27年4月1日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

使用料徴収に伴う主な変更点（案）

1 主な変更点

	変更案	現行
申請期間の 変更	使用日の3か月前の日の属する月 の10日から使用日の3日前まで	使用期日の1か月前の日の 属する月の初日から前日まで
使用区分の 変更	1時間単位	午前・午後・夜間

2 減額・免除・還付の区分

(1) 減額・免除の区分

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校が児童・生徒の教育を目的として使用するとき。 2分の1
イ 官公署が行政目的のため使用するとき。 2分の1
ウ 社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが使用するとき。 10分の3
エ 市が行政目的のため使用するとき。 免除
オ その他、市長が特に認めたとき。 2分の1又は免除

(2) 還付の区分

- ア 天災地変等によって使用することができなくなったとき。 全額
イ 市の都合により使用承認を取り消したとき。 全額
ウ 使用者が使用を開始する日の30日前までに使用の取消しの申請をし、市長がこれを承認したとき。 全額
エ 使用者が使用を開始する日の29日前から3日前までに使用の取消しの申請をし、市長がこれを承認したとき。 2分の1に相当する額

議案第 77 号

小金井市消費生活条例の一部を改正する条例

小金井市消費生活条例の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

小金井市長 稲葉 孝彦

(提案理由)

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市消費生活条例の一部を改正する条例

小金井市消費生活条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市消費生活条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(適用除外) 第26条 第3章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については適用しない。 2} 3} 省略	(適用除外) 第26条 第3章の規定は、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については適用しない。 2} 3} 省略	薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のよう
に改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

武蔵小金井駅南口地区地区計画の都市計画変更がなされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「平成14年小金井市告示第124号」を「平成26年小金井市告示第185号」に改める。

別表第2の3の項を次のように改める。

3	駅前地区 1	次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 工場(法別表第2(に)欄に定めるもの) 3 倉庫業を営む倉庫 4 前3項に附属するもの	都市計画図書による。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの (2) 広場、道路その他の内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの	次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる渡り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの	95メートル
	駅前地区 2	次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業及びカラオケボックスその他これに類するもの 2 工場(法別表第2(に)欄に定めるもの) 3 倉庫業を営む倉庫 4 前3項に附属するもの	都市計画図書による。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの (2) 広場、道路その他の内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの	次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる渡り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの	60メートル
	駅前地区 3	次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業及びカラオケボックスその他これに類するもの 2 工場(法別表第2(に)欄に定めるもの) 3 倉庫業を営む倉庫 4 前3項に附属するもの	都市計画図書による。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの (2) 広場、道路その他の内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの	次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる渡り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの	95メートル

もの 5 2階以下の部分を 住宅、共同住宅、寄 宿舎及び下宿の用（ 出入り口は除く。）に 供する建築物	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 1 店舗（ただし、風 俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律第2条に定 める風俗営業及びカラオケボックスその 他これに類するものを除く。）、駐車施 設及び事務所 2 官公庁施設等の公 益施設 3 前2項に附属する もの	—	—	500平方メートル	—	—
沿道型複 合地区A	ただし、次の各号のいずれか に該当する場合は、この限り でない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、 公共用歩廊、バス停留所の 上屋その他これらに類する もの (2) 広場、道路その他これら に類するもの内にある建 築物で安全上、防火上及び 衛生上支障がないもの	都市計画図書 による。	次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる渡 り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のため に設けられる建築物の部 分で、歩行者等の通行の 妨げとならないもの	60メートル	—	—
連雀通り 南地区A	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 1 店舗（ただし、風 俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律第2条に定 める風俗営業及びカラオケボックスその 他これに類するものを除く。）、駐車施 設及び事務所 2 官公庁施設等の公 益施設 3 前2項に附属する もの	—	—	500平方メートル	—	—

入しない。

別表第2の4の項中「建築基準法」を「法」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号資料

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例						備考
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)						
区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	
1 省略	省略	1 平成14年小金井市告示第185号に定める小金井市地区計画「武蔵小金井駅南口地区整備計画」の区域のうち、地区整備計画に定められた区域(以下次表において「武蔵小金井駅南口地区整備計画」という。)	2 3 4 5 省略	省略	省略	省略	省略	武蔵小金井駅南口地区整備計画小金井駅南口地区計画の区域のうち、地区整備計画に定められた区域(以下次表において「武蔵小金井駅南口地区整備計画」という。)
別表第2 (第3条～第8条関係)		別表第2 (第3条～第8条関係)						
ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	
計画区分	建築してはならぬ建築物等	計画区分	建築してはならぬ建築物等	計画区分	建築の容積単体	敷地面積	建築の容積単体	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの道路境界線までの距離及び適用除外の建築物等距離
区域		区域		区域	面積	低限度	面積	建築物の高さの最も低い低限度
最高限度	低限度	最高限度	低限度	最高限度	低限度	最高限度	低限度	建築物の最高限度

1. 物の部 歩行者等の通 の分で、 歩行者の通 の行の 妨げとなら ないもの	2メートルま では、当該建 築物の面に算 入しなさいま た。構造、 防火壁の爲上 他の建山他 の建出物当該 建築物の高さ に算入しない。	2メートルま では、当該建 築物の面に算 入しなさいま た。構造、 防火壁の爲上 他の建山他 の建出物当該 建築物の高さ に算入しない。	2メートルま では、当該建 築物の面に算 入しなさいま た。構造、 防火壁の爲上 他の建山他 の建出物当該 建築物の高さ に算入しない。
2. 土の部 路その他にす るものの内に ある建築物を除 くして金庫上 火及び衛生支 援がないうもの	(2) 広道その 他の建出物を 除くして金庫 上火及び衛生支 援がないうもの	(2) 広道その 他の建出物を 除くして金庫 上火及び衛生支 援がないうもの	(2) 広道その 他の建出物を 除くして金庫 上火及び衛生支 援がないうもの
3. 駅前地区 歩行者の通 の行の 妨げとなら ないもの	A - 2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)、金庫等を含 む建物、以上に 附属するもの	A - 2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)、金庫等を含 む建物、以上に 附属するもの	A - 2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)、金庫等を含 む建物、以上に 附属するもの
4. 土の部 廣道その他 に沿うるものの 内にある建 築物を除 くして金庫上 火及び衛生支 援がないうもの	5.0メートルま での計画図書 によると、	5.0メートルま での計画図書 によると、	5.0メートルま での計画図書 によると、
5. 駅前地区 歩行者の通 の行の 妨げとなら ないもの	2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)	2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)	2. 地区に掲 げる用途に 供するための 建物等の規 制及び義務の適 正化等に関する 法律第2条に定 められた規制及 びカラオケボッ クスその他これ に類するもの、 工具(建設機械 法第2項第2.(1c) 欄に定めるも の)

駅直 地区 3	次に掲げる用語 に供するための 用語	都市計 画図書 による。	次に掲 げる用 語	9.5メ ートル
	1 亂作及び業 務の適正化等 に因する法律 及び条例を含 む。	2 会員登録等 に付するもの を除く。	(1) 2 以 降に記 載する規 則等に該 当する者 を指す。	ただし、 月降機 器、装飾 品、物且 然、感覚 その他 これらに該 当する物 が当該規 則等に該 当する部 分の水平 投影面積 が当該規 則等に該 当する部 分の総面 積の1.1 以内にあ る場合に おいては、 この規則 の範 囲は、1 メートル まで当 該地盤 物の高 さにま た樹木、 防火壁、 窓山等 の既存 物は、當 該建築 物の高 さと同 じもの の内に ある建 築物と して算 入する。 2 会員登 録等に該 当する者 を指す。
	2 工場 (会社 等に在るも の)	3 食料品を含 む介護	(2) 2 階以下 に設するもの	では、當 該地盤 物の高 さにま た樹木、 防火壁、 窓山等 の既存 物は、當 該建築 物の高 さと同 じもの の内に ある建 築物と して算 入する。
	3 会員登録等 に付するもの	4 会員登録 等に付するもの	5 2 階以下の 部分を住宅、 共同住宅、等 資金及び下宿 の用 (会員登 録等に付する もの)	これは、 2 階等の 部分の高 さにま た樹木、 防火壁、 窓山等 の既存 物は、當 該建築 物の高 さと同 じもの の内に ある建 築物と して算 入する。

防火壁上
の屋上部
その他の
これらに
ある突出
は、当該
建築物
の高さ
に算入
しない。

いも
の

の内に
ある建
築物で
安全防
火上
及衛生
上支
がい
ちの

の

高さに算入しない。 上支障がないもの	6.0メートル	二	6.0メートル	二
道型複合区A	市計画図基 上による。	次に掲げる建物 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。 [1] 駐車場、公衆便所、公共施設、ベランダ、壁面、屋上その他に当該建築物の底面積の1/2以下に該当する場合は、この限りでない。 [2] 低層建物等の部屋の底面積の8分の1以上に該当する場合は、この限りでない。 [1] 駐車場、公衆便所、公共施設、ベランダ、壁面、屋上その他に当該建築物の底面積の1/2以下に該当する場合は、この限りでない。 [2] 低層建物等の部屋の底面積の8分の1以上に該当する場合は、この限りでない。 [1] 駐車場、公衆便所、公共施設、ベランダ、壁面、屋上その他に当該建築物の底面積の1/2以下に該当する場合は、この限りでない。 [2] 低層建物等の部屋の底面積の8分の1以上に該当する場合は、この限りでない。	次に掲げる建物 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。 [1] 駐車場、公衆便所、公共施設、ベランダ、壁面、屋上その他に当該建築物の底面積の1/2以下に該当する場合は、この限りでない。 [2] 低層建物等の部屋の底面積の8分の1以上に該当する場合は、この限りでない。 [1] 駐車場、公衆便所、公共施設、ベランダ、壁面、屋上その他に当該建築物の底面積の1/2以下に該当する場合は、この限りでない。 [2] 低層建物等の部屋の底面積の8分の1以上に該当する場合は、この限りでない。	4.6メートル
道型複合区A	市計画図基 上による。	次に掲げる用途 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。	4.6メートル	二
道型複合区A	市計画図基 上による。	次に掲げる用途 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。	4.6メートル	二
道型複合区A	市計画図基 上による。	次に掲げる用途 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。	4.6メートル	二
道型複合区A	市計画図基 上による。	次に掲げる用途 以外の建築物 店舗(ただし、 風俗営業等の規制及び義務を定めた場合に定めた規制及び義務を除く)、駐車場、施設、装飾物、屋根、屋敷、その他の施設の上部部分の水平面積のうち、該建築物の全高は、この限りでない。	4.6メートル	二

				規定 の 備 考
正規化 等に關する注 記第2条に定 める風俗営業 及びカラオケボン ゴー、その他これら に類するものと 同様の施設等 の運営を禁 止するものと の区分		次に掲げる建築 物(1) 法則第5 条に規定する 神社、寺院、その他こ れらに類する ものの区分		規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 管轄の公共施設 等に該するもの 3 前2項に附 属するもの	1 0 分の 1 5 (1) 法則第5 条に規定する 神社、寺院、その他こ れらに類する もの (2) 法則第7 条に規定する 公衆浴場 (3) 法則第2 条に規定す	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 (1) 別表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 別表第7号に規 定する公衆浴 場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 別表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 別表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 別表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 別表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考
4	対象区域 別表第2(は) に規定するもの による。 2 歩道を有する 施設の区分	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	対象区域 別表第2(い) に規定する建 築物 1 0 分の 1 6 (1) 别表第5号に規 定する神社、 寺院、教会その 他のこれらに 類するもの (2) 别表第7 条に規定する 公衆浴場 	規定 の 備 考

議案第79号

浅川清流環境組合規約

浅川清流環境組合規約を別紙のように定める。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方自治法第284条第2項の規定により、ごみ処理施設の設置、運営等に関する事務等を日野市及び国分寺市と共同処理する浅川清流環境組合を平成27年7月1日から設立することに伴い、規約を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

浅川清流環境組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、日野市、国分寺市及び小金井市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設の設置及び運営に関する事務。
- (2) 前号のごみ処理施設から最終処分場までの廃棄物の運搬に関する事務。
- (3) 第1号のごみ処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に関する事務。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都日野市石田一丁目210番地の2に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合に組合議会を置く。

2 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、構成団体からそれぞれ4人を選出する。

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、構成団体の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。
3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する構成団体の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、その属する構成団体の議会の議員の任期による。

2 補欠組合議員の任期は、前任組合議員の残任期間とする。
(議長及び副議長)

第8条 組合議会に議長及び副議長それぞれ1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。
3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、構成団体の長のうちから互選する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、構成団体の長の任期による。
- 4 管理者及び副管理者が構成団体の長の職を失ったときは、その職を失う。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の属する構成団体の会計管理者をもって充てる。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあっては組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金は、組合議会の議決を経て毎年度これを定める。

付 則

- 1 この規約は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 組合設立当初の組合議員は、第6条第1項の規定にかかわらず、構成団体の議会の議長が指名する者をもって充てる。
- 3 この規約の施行の際、現に構成団体が行っている焼却施設に関する事務について

は、第3条の規定にかかわらず、新焼却施設が設置及び運営されるまで、それぞれ当該構成団体において処理する。

議案第80号

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を別紙のように改正する。

平成26年11月28日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

昭和病院組合の脱退及び武蔵野市の加入並びに地方公務員法の一部改正に伴い、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、本案を提出するものであります。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第一条 東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「法第九条第六項」を「法第九条の二第六項」に改める。

別表中「、昭和病院組合」を削る。

第二条 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、武藏野市」に改める。

附 則

1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第一条による改正後の別表の規定は平成二十六年八月一日から適用し、第二条による改正後の別表の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規約第二条の施行の際、現に武藏野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

議案第八十号資料

東京都市公平委員会共同設置規約 新旧対照表

() は改正部分

改 正 後

改 正 前

(委員の罷免等)

第十二条 代表団体の長は、法第九条の二第六項の規定により 委員を罷免しようとするときは、その議会の同意を得る前に第四条第一項の例により協議しなければならない。

別表

立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合

附 則

- 1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第一条による改正後の別表の規定は平成二十六年八月一日から適用し、第二条による改正後の別表の規定は平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規約第二条の施行の際、現に武藏野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

別表

立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合

平成26年 第4回定例会

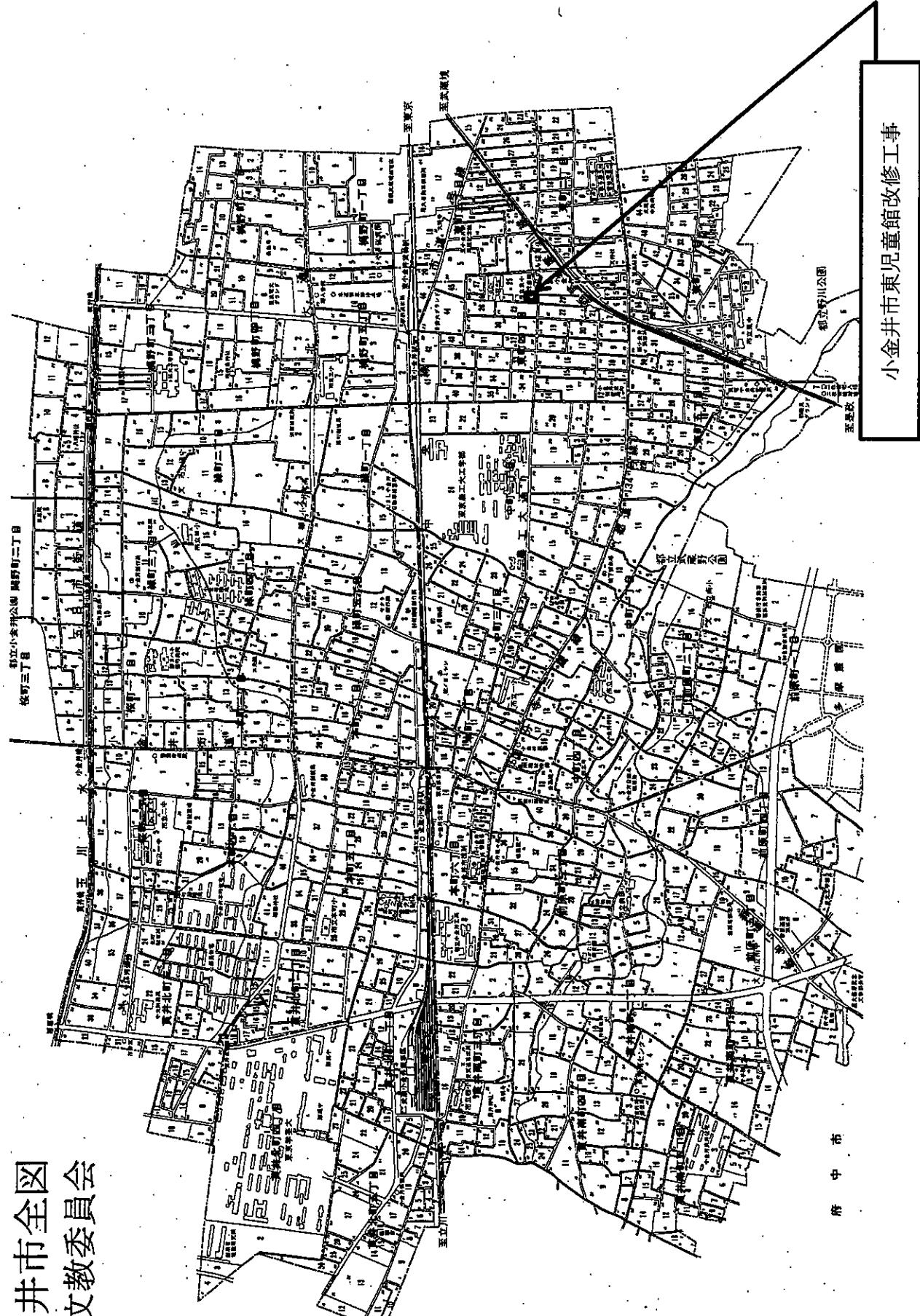
工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

厚生文教委員会		契約締結日		契約業者名		契約金額(円)		工事期		工事概要		契約方法		進捗率(%)	
番号	契約番号														
1	4162-0	平成26年8月21日		小金井市東児童館改修工事 (株)須藤工務店		¥26,460,000		平成26年8月22日から 平成26年11月28日まで		1 建築工事 外壁、屋上防水等改修 2 機械設備工事 空気調和設備改修 3 電気設備工事等改修 動力幹線設備等改修		指名競争入札8者		40	

進捗率は、平成26年11月1日現在

平成26年 8月 1日から
平成26年10月31日まで

小金井市全図
厚生文教委員会



平成26年 第4回定期会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

建設環境委員会							平成26年 8月 1日から 平成26年10月31日まで
番号	契約番号	契約締結日	契 約 件 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法 進捗率 (%)
1	4047-0	平成26年8月11日	雨水浸透材設置工事（その2） 関建設工業（株）	¥16,740,000	平成26年8月12日から 平成26年12月1日まで	L形雨水樹設置工1式 雨水浸透管推進工1式 取付管設置工1式 付帯工1式	指名競争入札者 90
2	5894-0	平成26年10月30日	都市計画道路3・4・12号線街路築造工事 新興産土木（株）	¥11,880,000	平成26年10月31日から 平成27年1月14日まで	施工延長 152.9m 1 インターロッキングブロック舗装工 (1) 透水性インターロッキング舗装工 $t = 6 \text{ cm}$ ア 一般部 34.7m ² (2) 普通インターロッキングブロック舗 装工 ($t = 8 \text{ cm}$) ア 車両乗入れB、C型 10.7m ² イ 車両乗入れD型 20.0m ² 2 視覚障害者誘導用標示ブロック設置工 (1) 一般部 ($t = 6 \text{ cm}$) 4.4m ² (2) 車両乗入れB、C型 ($t = 8 \text{ cm}$) 8m ² (3) 車両乗入れD型 ($t = 8 \text{ cm}$) 2m ²	制限付一般 競争入札者 5
3	5899-0	平成26年10月30日	玉川上水入道橋設置工事 関建設工業（株）	¥61,992,000	平成26年10月31日から 平成27年3月27日まで	施工延長 L=12.3m 1 上部工 1式、支承工 4個、架設工 9.5t、高欄工 1式、地組工 9. 5t、本継工 12.8本、足場工 5 0m、伸縮装置工 7.0m、橋面工 40m ² 、錨柱 4個 2 下部工 (1) A1橋台 軸体工 9.9m ³ 、基礎工 1式、 土工 1式 (2) A2橋台 軸体工 9.9m ³ 、基礎工 1式、 土工 1式	制限付一般 競争入札者 5

進捗率は、平成26年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

